

答申第 1 号

諮問第 1 号

件名：平成 28 年度以降の「地域おこし協力隊」事業に基づく応募状況と
選考結果に関する情報の開示決定に関する件

答 申

第 1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の平成 31 年 3 月 4 日付け公文書
開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対してみなかみ町長（以下「実
施機関」という。）が令和元年 5 月 27 日付けで行った公文書部分開示決定
（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事件経過

別紙事件進行経過記載のとおり

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分は、地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）1 名につい
ての開示請求対象文書のみが開示されているが、協力隊員は複数名いるはず
であるから、本件処分は不当であり取り消されるべきであって、開示されて
いない協力隊員に関する開示請求対象文書も開示されなければならない。

2 審査請求の理由

- (1) 平成 28 年度以降の地域おこし協力隊事業に基づく応募状況と選考結
果に関する情報を求めたところ、実施機関は 1 名の情報を開示したが、
「広報みなかみ」の記事により、少なくとも他に 3 名の協力隊員が選考
され、活動していたことがうかがえる。したがって、複数の協力隊員に
関する開示請求対象文書が存在するはずである（任用者が複数名存在す
るはずであることの主張）。
- (2) 実施機関は、町で任用した協力隊員は 1 名であり、その他の協力隊員
について、それぞれ「A 社」及び「B 社」（以下「各団体」という。）が
独自に雇用していると主張しているが、総務省の地域おこし協力隊推進
要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号。以下「推進要綱」とい
う。）第 2・事業概要には「地方自治体が（中省略）『委嘱し』」との記
載があるため、協力隊員全員が町からの委嘱を受けていなければならない
はずである。したがって、複数の協力隊員に関する開示請求対象文書
が存在するはずである（少なくとも委嘱状が存在するはずであることの

主張)。

- (3) 実施機関は、令和元年9月13日付の弁明書において、「応募状況や選考手順等については各団体で把握されている。そのため、みなかみ町において提供できる範囲の情報はすべて開示して」と主張しているが、町のホームページの記載内容等から考えれば、実施機関が応募状況や選考手順等について各団体から文書による報告を受けているはずである。したがって、複数の協力隊員に関する開示請求対象文書が存在するはずである(実施機関が各団体から報告を受けているはずであることの主張)。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

1 主張の趣旨

町が募集して任用した協力隊員は1名である。町は各団体と業務委託契約を締結し、各団体が独自に協力隊員の募集、選考を行っている。また、地域おこし協力隊事業に基づく応募状況と選考結果に関する情報について各団体から文書による報告は受けていないから、各団体と契約を締結している者についての開示請求対象文書は存在しない。委嘱状はそもそも作成交付していない。よって、審査請求は棄却されるべきである。

2 主張の理由

- (1) 請求人は、協力隊員全員が町からの委嘱を受けていなければならないから、そうであるとすると、地方公務員法に基づく地方公務員として町が任用しているはずの者が存在するはずであると主張する。しかし、町が任用する者を除くその他の協力隊員については、町と各団体との間で地域おこし協力隊についての業務委託契約を締結している。そして、同契約を前提に、それぞれ各団体が独自に協力隊員と何らかの労務の提供に関する契約をしているはずであり、かつ、応募状況や選考手順等についても各団体で把握されている。

この点、協力隊員への委嘱と、公務員としての任用は別の行為である。結果として、部分開示した1名の協力隊員の他に任用した協力隊員はおらず、請求人が主張する開示請求対象文書は存在しない。

- (2) 町と各団体が業務委託契約を締結した後、実施機関は、各団体が行った選考手続きや手順等について文書による報告は受けていないし、選考手続き等に関与していない。結果、部分開示した1名の協力隊員のもの他に、請求人が主張する開示請求対象文書は存在しない。
- (3) 請求人の主張する、協力隊員への『委嘱』について、推進要綱の第3・対象の(1)④なお書きには、「委嘱の方法、期間(中省略)弾力的に対応することで差し支えない」旨の記載がある。実施機関としてはこの記載に基づき、委嘱状の交付をもって委嘱をするという方法は採用せず、地域の実情に応じた委嘱の方法(口頭での事後承認)をとったと認

識している。したがって、委嘱状も存在しない。また、各団体との委託契約書の存在が認められれば、国からの財源手当てが受けられる仕組みとなっており、委嘱状は財源手当てを受けるための要件となっていないため、必須不可欠の文書とは認識していない。結果として、請求人が主張する開示請求対象文書は存在しない。

第5 争点

実施機関は、既に関示済みのC氏（以下「C氏」という。）に関する文書の他に、その他の協力隊員についての文書も保有しているか。

第6 審査会の判断の理由

- 1 協力隊員には、公務員たる身分を有する者と、公務員たる身分を有しない者が存在しうることが認められる。

すなわち、協力隊員には、地方自治体が任用し、一般職非常勤職員たる地位を有する者及び特別職非常勤職員たる地位を有する者が存在しうる。また、地方自治体が任用せず、各種団体等と委託契約を締結することを前提に、各種団体と何らかの労務提供契約（雇用契約等）が締結されている者も存在しうる。各種団体と委託契約を締結することを前提に各種団体と契約を締結している者には、原則として、地方自治体との間において任用関係は生じない。ただし、実質的指揮監督関係等の存在によって労働者性が認められる可能性はある（平成31年3月総務省地域力創造グループ地域自立応援課 地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第3版）。以下「手引き」という。）。

- 2 実施機関は、各団体とそれぞれ「地域おこし協力隊業務委託契約」（以下「各業務委託契約」という。）を締結したことが認められる。各業務委託契約書には、各団体から町への報告等については何らの定めがない（審議の結果に基づく。）。

そして、かかる各業務委託契約の存在を前提にしても、各団体が、地域おこし協力隊事業に基づく応募状況や選考結果に関する情報を町に文書による報告をしたことは認められない（審議の結果に基づく。）。

なお、協力隊員の記事が「広報みなかみ」に掲載されているが、当該記事の具体的記載内容を検討するに、各団体が協力隊員を採用後、何らかの方法（電話、直接面談）で、何らかの情報を実施機関に提供しているとしても、地域おこし協力隊事業に基づく応募状況や選考結果に関する情報（開示請求の対象となる情報）自体を実施機関に文書により報告していると認めるのは困難であるし、実施機関が当該情報を保有していると合理的に推認することも困難と言わざるを得ない。

また、実施機関がC氏を除くその他の協力隊員に委嘱状を交付した事実は認められない。この点、結果として国から町に対して財源手当てが行われていることが認められ、この事実からすると、各団体との委託契約書の

存在が認められれば国からの財源手当が受けられる仕組みとなっており、委嘱状は財源手当を受けられるための要件となっていないため、実施機関において作成が必須不可欠の文書とは認識していないとの実施機関の主張は信用することができる。そして、かかる認識を前提にすれば委嘱状の作成が行われなかったことの経緯は具体的に説明がされていると考えられる。

3 地域おこし協力隊の募集経過は以下のとおりであると認められる。

(1) 実施機関は、平成28年7月13日に隊員募集についての決裁を行い、「地域おこし協力隊員を募集します!」と題する文書をホームページ上に掲載することによって協力隊員を募集したことが認められる(発議年月日平成28年7月13日付回議用紙及び「地域おこし協力隊員を募集します!」と題する文書)。

(2) そして、実施機関は、平成28年8月15日発令、任期満了年月日を平成29年3月31日とし、C氏を任用したことが認められる。同人は引き続き平成29年4月1日から平成30年3月31日まで再度町に任用されたことが認められる。同人は、さらに平成30年4月1日から平成31年3月31日まで任用されたことが認められる(平成28年8月3日付嘱託員任用内申書案、同年同月15日付辞令案、平成29年3月1日付嘱託員任用内申書案、同年4月1日付辞令案、平成30年3月1日付嘱託員任用内申書案、同年4月1日付辞令案)。

実施機関が地域おこし協力隊制度を利用して、協力隊員を任用したのは、平成28年度が初めてである。手引き、推進要綱いずれにも各団体と地方公共団体が委託契約を締結して協力隊員を募集した場合において、各団体からどのような内容、どのような方法で報告を受けるべきかについて詳細な記載はない。

同人の各再任時期にあたり、新たに協力隊員が募集されたことはない(審議の結果に基づく。)

(3) 上記C氏は、平成30年10月31日に退職した。実施機関は、上記C氏の退任後、協力隊員を募集したことはない。

上記の経過であり、町には、平成28年以降、協力隊員としてC氏のみが任用されており、同人を除いては誰も任用されていない(審議の結果に基づく。)

4 結語

請求人は、手引きの記載等を根拠に、実施機関が各団体から文書により報告を受けていないはずがないと主張している。しかし、各業務委託契約書中には、各団体から町への報告等については何らの定めがないこと、各団体と町との業務委託契約の存在が国からの財源手当の要件となっており実施機関においてその他の文書を必須不可欠と認識していないこと、実施機関が地域おこし協力隊の制度を利用したのは平成28年度が初めてであり以後募集を行っていないことの各事実を総合勘案しても、請求人が主張する報告に関する

文書や委嘱状等の開示請求対象文書が存在していないとしても不自然とは言えない。

そして、町が任用した者は C 氏 1 名であり、請求人主張の開示請求対象文書は存在しないから、本件処分は妥当である。よって、第 1 記載の「審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 事件進行経過

年 月 日	内 容
平成31年3月4日	本件開示請求
平成31年3月15日	公文書部分開示決定
平成31年4月1日	異議申立て
令和元年5月27日	申立て認容による公文書部分開示決定
令和元年7月29日	審査請求（異議申立て）
令和元年9月13日	実施機関から諮問を受けた。 実施機関から弁明書を受領した。
令和元年9月25日	審査請求人の左記同日付，意見書及び資料の提出についてと題する書面の提出を受けた。
令和元年9月30日	審議（第1回審査会） 実施機関から理由説明，意見聴取，インカメラ調査
令和元年10月23日	審議（第2回審査会）